公園はみんなのものです。藤岡市防災公園を利用する際には、他の利用者に十分配慮しながら利用しましょう！

Q1　公園でキャッチボールをしていいですか？

A1　子どもたちが数人でするキャッチボールなどのボール遊びは一部の場所を占用しますが、他の利用者と譲り合いながら利用できるという観点から「自由利用」と判断しています。しかし、バットや硬いボールを使用するなど、他の人に危険があるような使い方や、十数人で試合をして広い範囲を占用し、他の人が利用できない使い方は認められません。

Q2　公園で野球・ソフトボールやサッカーの練習をしていいですか？

A2　公園内では、他の人に怪我をさせる可能性のある行為は禁止されています。少人数のキャッチボールやパス練習、リフティング等他の利用者の迷惑にならず、危険が生じる恐れの無いようなことであれば可能ですが、バット等を使用する本格的な練習や、十数人でおこなう試合などはやめてください。

Q3　公園の中で自転車に乗っていいですか？

A3　自転車などの車両の乗り入れは、指定された場所を除き原則としてできません。

Q4　公園で犬を放していいですか？

A4　公園で犬を放すことはできません。群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、公園での犬の散歩、運動にあたっては、犬を制御できる者が当該犬を確実に制御しうる綱、鎖等で係留しなければなりません。また、公園内で犬を放すことは、他の利用者に危険な恐れを与える又は迷惑をかけることになります。

なお、ペットのふんは、飼い主が責任を持って、必ず持ち帰りください。

Q5　公園の木の実や果実はとっていいですか？

A5　公園内のどんぐりなどの木の実は、落ちているものであれば拾って持ち帰っても構いません。ただし、他の人が拾っている場合には譲り合う、業務・商売用などで大量に持ち帰らない、木になっている実を枝のままとらないなどのご配慮をお願いします。

Q6　公園の中でカブトムシやクワガタなどの昆虫をとってもいいですか？

A6　子ども達が健全に育つためにも、昆虫や魚などに接する機会を作ることが大切です。公園内でカブトムシやクワガタなどをとることもその機会であるといえます。自分で飼える数にとどめる、捕まえた後、放してあげるなどの配慮をお願いいたします。

Q7　公園で花火をしていいですか？

A7　他の利用者に危害が及ぶ可能性がありますのでやめてください。

A8　公園でバーベキューや焼き芋をしていいですか？

A8　個人的に火気を使用してバーベキューや焼き芋を行うことはできません。市内にバーベキュー場を設置している公園がありますので、そちらをご利用ください。

Q9　公園で物品の販売をしたいのですが？

A9　公園では、個人や法人での物品の販売は原則としてできません。

Q10　公園の広場を独占されていて子どもが遊べないのですが？

A10　公園は地域のみんなのものです。他の利用者に配慮し、皆さんで譲り合って、楽しくご利用ください。

Q11　遊具で安全に遊ぶためにはどうすればいいですか？

A11　子供たちがルールを守って楽しく安全に遊べるように、次のポイントに配慮しながら保護者の方で見守ってくださるようお願いします。

１．子供たちの服装に注意してあげてください。

・マフラーやカバン、ランドセル、ひも付き手袋などを身に付けて遊ばない。

・ひっかかりやすく、ぬげやすい服はやめ、遊びやすい服を身に付ける.

２．遊具の無理な使い方はやめましょう。

・反対側から利用しない。手を放したり、飛び降りたりしない。友達と押し合わない。

・ブランコは、二人で乗ったり、立ってこがない。

Q12　公園の遊具の利用には年齢の制限はあるのでしょうか？

A12　３歳から１２歳が主な対象です。公園では、低年齢の子どもの遊ぶ幼児広場と、活発に子どもが運動する遊具広場とで分けて配置しています。遊具も子どもの運動量や運動能力に合わせた様々な遊具を設置しており、対象年齢を表示しております。未就学児については、保護者の方が必ず付き添って利用してください。

Q13　公園の水道を使ってビニールプールで遊んでもいいですか？

A13　公園の水道は水を飲んだり、手を洗ったりするなど、みんなで使うためのものです。個人で独占して使用することはやめてください。

Q14　公園の樹木に害虫が発生しているのですが？

A14　人体に危害を加える害虫が発生した場合、必要に応じて害虫のついている枝を取り除いたり、薬剤を注入または散布して害虫を駆除します。一方で、「自然の一部」として、一定数の虫は必ず公園内にいるものです。人体へ危害を加えない虫については、周辺環境、利用者の健康に配慮し、極力薬剤を使用しないようにしておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

Q15　公園にごみ箱がないのですが？

A15　公園内の美化やごみの減量化の推進などの観点から、公園内にはゴミ箱を設置しておりません。園内での飲食などにより発生したごみは各自持ち帰り適正に処理してください。

Q16　新型コロナウィルス感染症が流行している中で公園を使わせて良いのか。閉鎖しないのか。（散策してもよいのか）？

A16　公園は、日常生活での散策や災害時の避難場所としての機能もあることから、公園自体は閉鎖せず利用していただけます。公園のご利用にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の感染予防対策についてご協力をお願いします。

① 密集・密接しないよう、すいた時間や場所を選んで他の利用者と一定以上の距離をとりましょう。（できるだけ２m以上（最低１m））特に、利用の多い複合遊具や公園施設（ベンチ、広場、東屋など）では、混んでいたら利用しない、いつもより短めに使う、独占しないように使う、大声を出さないなどに配慮し、大勢で集まる、少数でも身を寄せ合うような「密集」・「密接」など、感染リスクが高くなる状況を作らないようにしてください。

② 利用にあたっては、マスクを着けましょう。（熱中症対策のため、屋外で人と十分な距離（すくなくとも２m以上）が確保できる場合には、はずすようにしましょう）

③ 体調が悪い人は利用を控えてください。

④ 利用したあとは手を洗いましょう（石けんを使った手洗いはさらに有効です）。

⑤ ジョギングは少人数で行ってください。

⑥ 会食や対面での飲食等を避け、マスク飲食の実践をお願いします。

⑦ 集団での飲酒などは、感染リスクが高いため自粛をお願いします。

Q17　公園において、新型コロナウイルス感染防止に向けた周知はしないのか？

A17　公園内への新型コロナウイルス感染防止を啓発するポスターをトイレ等への掲示により周知を行います。

Q18　感染予防のため遊具の使用を禁止しないのか（利用してよいのか）？

A18　公園は、日常生活での散策や災害時の避難場所としての機能もあることから、公園自体は閉鎖せず利用していただけます。遊具についても子供の健康維持のため屋外での適度な運動が必要とされていることから、原則として利用を禁止しません。ただし、市内での感染状況や公園の混雑状況に応じ、やむを得ず利用休止させていただく場合があります。

Q19　感染予防のため公園の遊具に消毒はしないのか？

A19　消毒を行う予定はありません。利用した後は手洗い等の感染防止対策を行うようお願いします。